

**APEC ARCHITECT**

**MEMORANDUM OF COOPERATION ON  
REGISTERED/LICENSED ARCHITECTS**

**IN  
JAPAN AND NEW ZEALAND**

**TO  
FACILITATE MOBILITY OF ARCHITECTS  
IN THE PROVISION OF ARCHITECTURAL SERVICES**



**Asia-Pacific  
Economic Cooperation**

**APEC アーキテクト**

**建築サービスの提供におけるアーキテクトの可動性促進に係る  
アーキテクト登録／資格の日本・ニュージーランド当局間相互受入れ  
協力のための覚書**



**Asia-Pacific  
Economic Cooperation**

## 覚書目次

章	頁
序文	4
1. 定義	5
2. APEC アーキテクトの枠組みの適用	6
3. 本覚書の目的	7
4. 相互受入れのための項目	8
5. 実施	10
6. 懲戒及び措置、登録／免許申請者による情報開示	11
7. 入国審査及び査証	11
8. 情報交換	12
9. 協議	12
10. 覚書に基づく協力の実施期限	12
署名	13

別添 APEC アーキテクト・オペレーション・マニュアル 2008

INTRODUCTION

A. The Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (MLIT) is the  
**THIS MEMORANDUM** is made the 14 day of July 2009.

B. The Japan APEC Architect Project Monitoring Committee is an independent  
committee established under the APEC Architect Operations  
Manual with delegated authority to maintain a section of the  
Architect Register in its respective economy as the nominating body for the Central  
Council.

**BETWEEN:**  
**THE MINISTRY OF LAND, INFRASTRUCTURE, TRANSPORT AND TOURISM,  
JAPAN**  
2-1-3 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8918, Japan, in the first part

**AND:**  
**THE JAPAN APEC ARCHITECT PROJECT MONITORING COMMITTEE**  
2-14-1 Kyobashi Chuo-ku Tokyo 104-0031, Japan, in the second part

**AND:**  
**NEW ZEALAND REGISTERED ARCHITECTS BOARD**  
Level 3, Dominion Building, 78 Victoria Street, Wellington, New Zealand, in the third part

**AND:**  
**THE NEW ZEALAND APEC ARCHITECT MONITORING COMMITTEE**  
C/- The New Zealand Registered Architects Board, Level 3, Dominion Building, 78  
Victoria Street, Wellington, New Zealand, in the fourth part.

C. The participants acknowledge that each economy shares the recognition that  
APEC Architects who are on the APEC Architect Register in its economy meet all  
the requirements for registration/licensing as an Architect of their respective  
economies in accordance with their mutual commitment to the provisions of the  
APEC Architect Reciprocal Recognition Framework, subject to the conditions and  
exceptions set out in this Memorandum.

D. **AFFIRMING** their common interest in the implementation and ongoing administration  
of the APEC Architect Framework in their respective economies **THE PARTICIPANTS  
HAVE DECIDED** as follows:

## 序文

- A. 国土交通省 (MLIT) は、日本において建築士の基準を設定、運営する責務を負う政府機関である。MLIT は建築士法に基づき、一級建築士の資格付与に係る権限を有する。
- B. 日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会は、APEC アーキテクト・オペレーション・マニュアルに即して設立された独立した委員会で、日本での APEC アーキテクトの登録業務を中央評議会からの委任を受けて担うと共に、中央評議会から指名を受けた機関である。
- C. ニュージーランド登録アーキテクト委員会 (NZRAB) は、ニュージーランドのアーキテクトを登録、監視し、必要な際に懲戒する立場にある国の組織である。
- D. ニュージーランド APEC アーキテクト・モニタリング委員会は、APEC アーキテクト・オペレーション・マニュアルに即して設立された独立した委員会で、ニュージーランドでの APEC アーキテクトの登録業務を中央評議会からの委任を受けて担うと共に、中央評議会から指名を受けた機関である。
- E. 署名者は、本覚書の主たる目的について、本覚書の添付文書 'A'、APEC アーキテクト・オペレーション・マニュアル 2006 (中央評議会が必要に応じて改訂を行う。以下 'マニュアル' という) に即し、APEC アーキテクトがホストエコノミーにおいて登録を受け、独立した業務を実施できるようになることを促進することであるとの認識を持つ。
- F. 署名者は、日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会とニュージーランド APEC アーキテクト・モニタリング委員会は APEC アーキテクト中央評議会によってそれぞれのエコノミーにおける APEC アーキテクトの登録業務を行う権限を承認されており、両エコノミーそれぞれが APEC アーキテクト登録業務を立ち上げ、運営しているとの認識に立つ。
- G. 署名者は、各エコノミーが、そのエコノミーで登録されている APEC アーキテクトは、本覚書で定める条件と例外事項を前提として APEC アーキテクト相互認証構想の枠組みに基づく両エコノミーの約束に従い、両方のエコノミーにおけるアーキテクトとしての登録/免許に係る全ての要件を満たしているとの共通の理解をもつことを認識する。

それぞれのエコノミーにおける APEC アーキテクトの実施と継続のもたらす共通の利益を確認し、署名者は以下について一致した:

## 1. 定義

1.1 本覚書ではマニュアルに記されている定義を採用する。

1.2 本覚書では反対の意思がない限り:

「APEC アーキテクト(APEC Architect)」とは、当該アーキテクトのホームエコノミーにおいて APEC アーキテクトとして登録されているアーキテクトをいう。;

「日本国当事者(Japanese participants)」とは、国土交通省(以下「MLIT」という。)及び日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会をいう;

「ニュージーランド国当事者(New Zealand participants)」とは、ニュージーランド登録アーキテクト委員会(New Zealand Registered Architects Board 以下「NZRAB」という。)及びニュージーランド APEC アーキテクト・モニタリング委員会をいう;

「ホームエコノミー(Home Economy)」とは永続的に居住し、かつアーキテクトとして主要な登録/免許を受けたエコノミーをいう;

「ホストエコノミー(Host Economy)」とは、本覚書に従いアーキテクトが第二の登録を申請するエコノミーをいう;

「署名者(the participants)」とは、日本の当事者とニュージーランドの当事者をいう;

「一級建築士(1st-class Kenchikushi)」とは、建築士法に基づき日本において一級建築士の称号を用いて建築物の設計、建築工事の監理等を行うことについて国土交通大臣から免許を付与された者をいう;

「ニュージーランドのアーキテクト(New Zealand Architect)」とは、「登録アーキテクト法 2005(the Registered Architects Act 2005)」に基づいて、「登録アーキテクト」という称号を使用し、かつ/または、ニュージーランドにおいてアーキテクトの称号を用いて建築サービスを提供することを認められた登録アーキテクトをいう;

「登録(registration)」には免許付与、認証という意味も含まれ、アーキテクト/一級建築士として実務を行う権利に対する法的認可をいう;

「規制当局(Regulatory authority)」とはアーキテクト/一級建築士として専門サービスを提供することが認められた者の登録/免許または認可について責任を負う監督機関をいう;

## 2. APEC アーキテクトの枠組みの適用

2.1 署名者は、マニュアルが本覚書の一環をなすことに一致する。

2.2 署名者は、マニュアルが以下の内容に関する原則を掲げていることに一致する：

2.2.1 ニュージーランドにおける一級建築士の互恵的受入れを実施すること；

2.2.1 日本におけるニュージーランドのアーキテクトの互恵的受入れを実施すること；

2.2.3 ニュージーランドにおけるニュージーランドのアーキテクトとしての建築サービスの提供に関する一級建築士の可動性が促進されること；

2.2.4 日本における一級建築士としての専門サービス提供に関するニュージーランドのアーキテクトの可動性が促進されること

2.3 署名者は、本覚書がそれぞれのホームエコノミーでAPEC アーキテクトとして登録されている一級建築士ならびにニュージーランドのアーキテクトに適用されることについて一致する。

2.4 署名者は、本覚書あるいはマニュアルに記載されたいずれの事からも、APEC アーキテクトに対し、当該一級建築士あるいはニュージーランドのアーキテクトの出生地あるいは教育を得た場所を理由に差別する意図はないことについて一致する。

2.5 署名者は、以下の一級建築士あるいはニュージーランドのアーキテクトに対しては本覚書が適用されないことについて一致する：

- ・ ホームエコノミーが本覚書の対象国以外の者
- ・ 本覚書の枠組み以外の相互認証の方法によって登録／免許された者

### 3. 本覚書の目的

3.1 署名者は、本覚書の目的について以下のとおり一致する：

3.1.1 APEC アーキテクト互恵認証の枠組みに即して一級建築士をニュージーランドのアーキテクトとして、あるいはニュージーランドのアーキテクトを一級建築士として登録／免許することを促進すること。

3.1.2 以下の条件に適合する標準、基準、手続き、手段を設定すること：

- ・ サービスを提供するための専門家としての能力と力量を基準とするなど、客観性と透明性のある方法で評価可能であること
- ・ 負担が、ホストエコノミーにおいて建築実務に関する基準が維持されていることを確認するために必要なもの以上とならないこと
- ・ 日本ニュージーランド間での国境を越えた建築サービスの提供にあたって不合理な制限を設けないこと

3.2 署名者は、登録／免許に関する基準や手続きに係る両エコノミーの相違点について認識し、これらの相違点については APEC アーキテクトの枠組みを参照しつつ対処することについて配慮し、決定する。また署名者は、サービスの提供に際して公衆の健康・安全・福祉が保護され、建築の文化・遺産が尊重され、関連する法令や基準が順守されるという条件を前提に、APEC アーキテクトの枠組みを通して資格を得た者が、ホストエコノミーにおいて専門的サービスを提供することを認めることに一致する。



## 4. 相互受入れのための項目

### 4.1 現行の登録／免許の手続き

4.1.1 日本においては、MLIT が建築士法に基づき一級建築士の審査・登録を管理している。

4.1.2 ニュージーランドにおいては、登録アーキテクト法 2005 に基づきニュージーランド登録アーキテクト委員会(NZRAB)がアーキテクト登録の責任を有する。

4.2 日本においては、一級建築士である者は、法的に、また独占的に、‘一級建築士’の名称を使用して設計及び工事監理を行うことができるほか、建築士法に則してその他の関連業務を行うことができる。

4.3 ニュージーランドにおいては、アーキテクトとして登録された者だけが、法的に‘アーキテクト’の名称を用いて、建築サービスを提供し、自らを「登録アーキテクト」と名乗ることができる。

4.4 署名者は、ホームエコノミーにおけるAPECアーキテクト登録が本覚書に基づくホストエコノミーでの登録／免許の基本要件であることに一致する。

4.5 署名者は、申請者が以下の条件を満たすことにより、ホストエコノミーで登録／免許を受ける権利を得ることに一致する：

#### 4.5.1 日本での登録／免許

- a) APEC アーキテクト登録簿に登録されていること
- b) 日本において課される固有事項審査に合格し、国土交通大臣による認定書の交付を受けていること。この認定書は、申請者が一級建築士登録に必要な最低基準を満たしていることを証明するものであると認められている。
- c) 次の項目に同意すること：
  - i) 日本の法令、規程、規制を遵守すること
  - ii) 日本の継続的な能力の保証に係る要求を満足すること
  - iii) 業務遂行上の関係規定を遵守するとともに、職業倫理の基本として真実、誠実及び清廉の倫理基準に従い、最低限、建築士法を含む日本における倫理基準を遵守すること
  - iv) 本覚書の6. 2に即して情報を提供すること

d) MLIT 又は指定登録機関に対して登録申請を行い、所定の料金を支払うこと。

#### 4.5.2 ニュージーランドの登録／免許

- a) APEC アーキテクト登録簿に登録されていること
- b) ニュージーランドで課される固有事項審査に合格し、申請者がニュージーランドにおける登録のための最低基準を満たしているとして NZRAB 委員会への推薦を受けていること
- c) 次の項目に同意すること:
  - i) ニュージーランドの法令、規程、規制を遵守すること
  - ii) ニュージーランド登録アーキテクト法 2005 により課された継続的な能力の保証に係る要求を満足すること
  - iii) 職業倫理の基本として真実、誠実及び清廉の倫理基準に従い、最低限、登録アーキテクト規則 2006 により規定されるニュージーランド倫理最低基準を遵守すること
  - iv) 本覚書の6. 2に即して情報を提供すること
- d) 登録申請書に記入し、NZRAB に対して提出し、所定の料金を支払うこと

4.6 署名者は、この申請料金については妥当なものとし、かつ申請者の審査・登録に要する費用を補う以上のものではないことについて一致する。

4.7 署名者は、それぞれのエコノミーが固有事項審査に関して自らの審査手続きを整え、固有事項試験に関する情報を一般に公開することについて一致する。

4.8 本覚書は、申請者が、ホストエコノミーにおいて他の代替する手続きによって登録／免許を得ようとすることを排除するものではない。

## 5. 実施

5.1 署名者は、以下の時点で本覚書に基づく協力が開始されることを決定する:

5.1.1 MLIT と日本 APEC アーキテクト・モニタリング委員会が本覚書に署名し;

5.1.2 NZRAB とニュージーランド APEC アーキテクト・モニタリング委員会が本覚書に署名する。

5.2 両エコノミーのモニタリング委員会は、本覚書に定める条件に即して提出される年間の申請者数に関する情報を相互に交換する。

5.3 両エコノミーは、本覚書の 5.2 に即して提供する情報に加え、本覚書の実施状況に関して定期的に報告を行う。

## 6. 懲戒及び措置、登録／免許申請者による情報開示

### 6.1 署名者は、以下の点について決定する:

6.1.1 MLITは本覚書の4. 5. 1(C)i-iii)に記載する条件を満たさない一級建築士に対し、建築士法第2章第9条、第10条及び第10章に定める範囲において当該法律に基づいて適切な懲戒措置を行うことについて責任を負う。

6.1.2 NZRABは本覚書の4. 5. 2(C)i-iii)に記載する条件を満たさない登録アーキテクトに対し、登録アーキテクト法 2005 第2章第26条に定める範囲において当該法律に基づいて適切な懲戒措置を行うことについて責任を負う。

6.2 署名者は、本覚書に基づく登録／免許の申請に際して、申請者が、一級建築士／アーキテクトの業務遂行に関連して課された懲戒措置について、いずれの国あるいはAPECエコノミーで課されたものであっても、情報を開示することにつき一致する。また署名者は、ホストエコノミーの規制当局が、その情報を登録／免許に係る手続きの一部として考慮することに一致する。

6.3 署名者は、本覚書に基づくホストエコノミーでの登録／免許の申請者に対し、自身の懲戒措置に係る情報を両エコノミー間で公開、交換することに関する自らの同意書を添付させることにつき一致する。

## 7. 入国審査及び査証

7.1 署名者は、ホストエコノミーにおける登録／免許は、ホストエコノミーにおいて適用される入国審査及び査証要件に関する義務を免除するものではないことに一致する。

## 8. 情報交換

- 8.1 署名者は、本覚書に影響する可能性のある政策、基準、手続き及び計画の主要な変更について、相互に通告し、内容のコピーを提供する。

## 9. 協議

- 9.1 署名者は、常に本覚書に基づく協力の実施について共通の認識を持つための努力を続け、また本覚書の運用に影響する可能性のある、いかなる事項についても相互が満足する解決を得るために、協力と協議を通じてあらゆる方策を講じる。
- 9.2 いずれの署名者も本覚書の運用に影響を及ぼすとみなされる、実行済みあるいは提案された措置あるいはその他いかなる事項についても、書面により他の署名者に協議を要求することができる。協議要求を受けた署名者は特別の理由がない限り、遅滞なく回答するよう努める。

## 10. 覚書に基づく協力の実施期限

- 10.1 署名者は、少なくとも5年毎に本覚書の実施状況を見直して最新のものとし、その実効性について報告するとともに、必要に応じて変更の提案を行うことにつき一致する。
- 10.2 署名者は、署名者のいずれかが少なくとも6ヶ月前までに書面をもって他の署名者に通告することにより本覚書に基づく協力を終了できることを決定する。ただし署名者の本覚書の枠組みからの脱退は、APEC アーキテクトが本覚書を通して得たホストエコノミーでの業務を行う立場に影響を与えるものでない。
- 10.3 署名者は、いずれかのエコノミーのモニタリング委員会が、中央評議会から APEC アーキテクトの登録業務を行う権限を停止された場合、本覚書に基づく協力は自動的に終了することにつき一致する。

SIGNED.....**3**..... day of .....**JULY**....., 2009.

**The Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism of Japan**

(signature) *Hiroto Izumi*  
.....  
Hiroto Izumi, Director-General, Housing Bureau

**The Japan APEC Architect Project Monitoring Committee**

(signature) *Fumihiko Maki*  
.....  
Fumihiko Maki, Chair

SIGNED.....14<sup>th</sup>..... day of .....July....., 2009.


**NZRAB: New Zealand Registered Architects Board**

(signature)



.....  
Ron Pynenburg, Chair


(signature)



.....  
Prof. Gordon Holden, Board Member

**The New Zealand APEC Architect Monitoring Committee**

(signature)



.....  
Ron Pynenburg, Chair

添付

# APEC Architect Operations Manual

## オペレーション・マニュアル

2008

本マニュアルは 2008 年 10 月にメキシコ事務局より 2008 年のカナダ会議議事要旨と共に送付されたものである。和訳は(財)建築技術教育普及センター企画部国際課において行った。



# APEC アーキテクト オペレーション・マニュアル

## 目次

用語集

序文

1. APEC アーキテクトの枠組み 概要
2. APEC アーキテクト登録
  - 2.1 APEC アーキテクト登録基準
  - 2.2 登録資格
  - 2.3 APEC アーキテクトの能力
3. APEC アーキテクト登録リスト
  - 3.1 APEC アーキテクト登録リスト
  - 3.2 相互認証の枠組み
4. モニタリング委員会
  - 4.1 モニタリング委員会の構成
  - 4.2 機能
  - 4.3 中央評議会に対する義務
  - 4.4 権限の放棄
  - 4.5 認可申請
  - 4.6 認可の継続
5. APEC アーキテクト中央評議会
  - 5.1 中央評議会の構成
  - 5.2 中央評議会の職務
  - 5.3 APEC アーキテクト登録の判断基準
  - 5.4 情報とコミュニケーション
  - 5.5 評議会の手続き
6. 管理体制—事務局

## 用語集

**Accreditation (承認)** : 認証と同じ — 規定の基準を満たす結果が得られると検証されている学習課程やプログラムに対して認定／認可を与えること

**Authorisation (認可)** : 中央評議会がモニタリング委員会に対して APEC アーキテクト登録業務を行う権限を与えること。

**Benchmark Criteria (ベンチマーク)** : 他の基準を評価できる合意された基準

**Central Council (中央評議会)** : 参加エコノミーのモニタリング委員会が指名した者で構成される、APEC アーキテクトプロジェクトの意思決定共同体。モニタリング委員会の承認、戦略的な方向性、事務的な調整等を含めた幅広い問題について最高責任を負う。

**Consensus (総意)** : 異議のない合意

**Domain Specific (固有)** : 専門的実務に関するエコノミーに固有の能力あるいは知識。

**Home Economy (ホームエコノミー)** : 永住権があり、アーキテクトとして主たる登録／免許を受けているエコノミー

**Host Economy (ホストエコノミー)** : アーキテクトとして二次的に登録／免許を受けているエコノミー

**Monitoring Committee (モニタリング委員会)** : 参加エコノミーが構成する独立した委員会で、自エコノミーで APEC アーキテクト登録業務の実施と、中央評議会の構成メンバーの指名について中央評議会から権限を委任されている。

**Participating Economy (参加エコノミー)** : 認可されたモニタリング委員会がある APEC エコノミー

**Recognition (専門家) 認定** : 要件を満たしていると行政当局に受け入れられること

**Registration (登録)** : 免許、資格と同じ。アーキテクトとして実務を行う権利を認める法的認可

**Regulatory Authority (行政当局)** : アーキテクトとしてサービスを提供する者を対象に登録／免許あるいは認定する監督機関

注 : エコノミー内に複数の司法権があるエコノミーについては、アーキテクトの専門化認定に関する国家の基準や手続きを決める地域の行政当局の代表から構成される、「ブリーフィングノート (会議資料)」において「行政当局」と記述する規制当局を国家組織とする。ただし、決められた基準の適用についての最終的な法的決定権は個々の行政当局が有する。

# APEC アーキテクト オペレーションマニュアル

## 序文

APEC（アジア太平洋経済協力会議）は、アジア太平洋地域内の経済、技術協力を促進するため、共同で活動を続けている 21 のエコノミーから構成される国際フォーラムで、その目的は、「地域内の人々の共通利益のため、その成長と開発を維持すること」にある。APEC は、WTO の「サービスの貿易に関する一般協定」（GATS）にある、規制緩和を通じてサービス貿易の漸進的な自由化を進めるとの原則に即し、必要に応じてメンバーエコノミー間での互惠協定締結を推進するものである。

APEC アーキテクトプロジェクトは、APEC のプログラムの履行に向けて設立された分野別部会のひとつ APEC 「人材養成作業部会」（HRDWG）が立案、技能と資格の相互認定の手段を開発することによって有資格者の可動性を促すとする作業部会の戦略的な優先課題に対する直接的な行動であるとして、2000 年にブルネイで開催された本会合で承認された。

運営委員会は、他のエコノミーからのアーキテクトの専門家認定に関する現行規制の緩和あるいは撤廃に向けたメカニズムの開発を目的に、プロジェクトに参加する APEC エコノミーで構成されている。関係者による積極的な働きかけや、交渉の成果により、APEC アーキテクト登録を立ち上げるための一連の原則と運用上の枠組みについて、全参加者から合意が得られている。APEC アーキテクトとしての登録を受けることは、APEC 内のホストエコノミーがアーキテクトの認定に際して課している要件の一部、あるいはすべてを満たすような専門家としての基準に達していることを立証する意味を持つ。

本マニュアルには APEC アーキテクトの運用の基盤となる枠組みの組織的構造、規則、基準が盛り込まれている。内容については、建築実務に関連した変化に迅速にかつ継続的に対応するため、参加エコノミーが構成し、共同でプロジェクト管理している APEC アーキテクト中央評議会によって継続した精査が行われる。すなわち本マニュアルは、試行と見直し、必要に応じた訂正が常に加えられていく文書である。

GATS は、サービス提供のあり方について 4 つの形態を掲げているが、このうち三番目の「商業的なプレゼンスの確立」と四番目の「自然人のプレゼンス」が、APEC アーキテクトの枠組みが力点を置くサービス提供のあり方である。しかしこのプロジェクトは、建築サービスが輸出されるすべての手段と関連性がある。

APEC は、地域エコノミー間の協同的な集まりであり、条約による拘束を受けない。参加エコノミーは、APEC の目標およびその目標の原則となる GATS の原則、さらに意見の一致によって得られた中央評議会の決定を指針とするが、これらに対していずれのエコノミーも強制的な義務を負うものではない。

2006年APECアーキテクト中央評議会メンバー リスト

オーストラリア カナダ 中華人民共和国 香港 日本 韓国 マレーシア メキシコ ニュージーランド フィリピン シンガポール 台北 タイ 米国

## 1. APEC アーキテクトの枠組み 概要

APEC アーキテクトの参加エコノミーは、建築サービスの提供に際しアーキテクトの可動性がもたらす公共の利益、文化の多様性がもたらすプラスの価値、そして、これらの目標の達成に向けた枠組みの開発にあたっての協力関係がもたらす相互の利益について同意する。

### 目的

APEC アーキテクトの枠組みの目的は、専門家サービスの輸出における現行の障壁を緩和し、APEC 全域で建築サービスの提供に関してアーキテクトの可動性を促進するメカニズムを作り上げることにある。APEC アーキテクトの枠組みの中心的な機能は、APEC アーキテクトの登録を維持管理することにある。APEC アーキテクトとは、それぞれの参加エコノミーが課している専門家認定に係る教育と訓練の要件の内、共通する要素を満たしており、かつ現在アーキテクトとして登録／免許付与されており、さらに登録された実務家として専門的な経験を有することが証明できる者を言う。

専門家認定に関連した共通の要素を特定し、また専門的な経験期間で裏づけを取ることで、APEC アーキテクトとして登録されることは、追加的な審査をしなくても他の参加エコノミーが設定する登録基準を満たす能力があることを意味する。ホストエコノミーは、専門的な実務の遂行にあたってそのエコノミー固有の問題に対処するための特別の追加要件を採用する場合があるが、これらの要件は全て公表されなければならない。

### 構成

APEC アーキテクト登録の運営に関する全般的な責任は中央評議会にある。中央評議会は、各参加エコノミーで設立される独立した組織であるモニタリング委員会が推薦する者によって構成され、このモニタリング委員会はその機能を遂行するために中央評議会が認可する組織である。この参加エコノミーの代表で構成される中央評議会において APEC アーキテクト登録の運営方針とその実行に向けた方針が決定される。

APEC アーキテクト登録については、一括管理ではなく、自エコノミーで登録／免許付与されているアーキテクトで APEC アーキテクトの要件を満たす者を各参加エコノミーのモニタリング委員会が登録する形とする。モニタリング委員会は中央評議会に代わり、自エコノミーのアーキテクト登録を管理する責任を負う。

### APEC アーキテクト

APEC アーキテクトとは、参加エコノミーにおいてアーキテクトとして登録／免許付与されている、あるいはその他の方法で専門的に認定されている者で、各参加エコノミーが管理する APEC アーキテクト登録リストに登録されている者を言う。APEC アーキテクトは、ホストエコノミーの専門家としての行動規範に従って公衆の健康、安全、福祉を確保することが義務付

けられている。

中央評議会が採用する APEC アーキテクトの登録基準、および「APEC アーキテクト」の称号の使用にあたっては、それぞれのホームエコノミーで行われている教育・実務訓練、及び専門的な建築サービスを提供する資格を持ったアーキテクトであるという審査について、内容と手続きの共通性を確認することを前提としている。具体的には以下の通り：

- ・ 建築の教育プログラムに係る認可・認定の手続き；
- ・ 特定の要件も含め、卒業後の実務経験の最低期間；
- ・ 正式な専門家認定に必要な登録、免許又はその他の要件の履行；
- ・ 特定の要件も含め、登録／免許付与されているアーキテクトとしての専門的な実務経験の最低期間。

これらの要件を満たしていると中央評議会が見なしたアーキテクトは、APEC アーキテクトとしての登録資格を有する。APEC アーキテクトとして登録を認められた者は、ホームエコノミーが課す義務に従い、専門的能力を維持し、専門家としての行動規範を遵守しなければならない。ホストエコノミーは、そのエコノミーで実務を行う APEC アーキテクトの認定にあたって特別な要件を課すことができるが、このような要件は、十分な透明性がなくてはならない。（詳細については 10 ページを参照）

## モニタリング委員会

各参加エコノミーは、中央評議会承認を受けた後、自エコノミー内で APEC アーキテクトの枠組みの管理について責任を担うモニタリング委員会を設置することが求められる。モニタリング委員会は、中央評議会から委託された権限に基づいて中央評議会の方針を実践し、その任務を果たすための活動を行っていく。

モニタリング委員会の主要な役割は、当該エコノミーで免許付与された APEC アーキテクトの登録業務を行うことである。またモニタリング委員会は、APEC アーキテクト登録を希望する者について中央評議会が採用する認定基準に適合しているかの確認、さらに当該希望者が登録／免許付与されたアーキテクトとして携わった専門的な実務経験についての審査を行う。さらに各モニタリング委員会は、要求基準が継続的に維持されているかの確認業務についても責任を負う。

モニタリング委員会は中央評議会の構成団体である。モニタリング委員会は評議会に対して一名以上の代表者を指名しなくてはならず、各モニタリング委員会には一票の投票権が与えられている。また、必要に応じて中央評議会の管理、審査に関連する業務について協力を求められると共に、通常は APEC アーキテクト関連の問題についての情報センターとして機能し、APEC アーキテクトの目的を促進することが求められている。

中央評議会が下す決定は、総意によって得られるものであり、参加エコノミーの行政当局に対しては拘束力を持たない。（詳細については 17 ページを参照）

## モニタリング委員会の認可

自エコノミーで APEC アーキテクト登録業務の立ち上げを希望して新たに設置されたモニタリング委員会は、中央評議会の認可を受ける必要がある。認可申請にあたっては、当該エコノミーで実施されている専門家の認可／認定制度に関する情報、APEC アーキテクトの審査基準に関する提案の詳細、その他評議会が要請する情報を提出する。さらにモニタリング委員会の構成、および、当該エコノミーで実施する APEC アーキテクト登録の管理体制に関する情報も求められる。認可を受けたモニタリング委員会は自エコノミーで APEC アーキテクト登録業務を始めることができる。（詳細については 19 ページを参照）

## 中央評議会

中央評議会は、APEC アーキテクトの枠組みに関するすべての問題に対し最終的な責任を有する。評議会は、登録業務の実施を承認されている各エコノミーのモニタリング委員会が指名する少なくとも一名の代表者で構成される。認可を受けていないエコノミーが投票権を持たないオブザーバーとして評議会会議に出席する場合もある。中央評議会の最大の役割は、APEC アーキテクトの登録基準や水準を定めることに加え、APEC アーキテクト登録を管理する運営面での手続きを確立することにある。

また中央評議会はこれらの基準や手続きが APEC 地域内における建築実務と継続的な関連性があるか、またこうした確認に際して適用されている審査システムに実効性があるかについて定期的に見直しを行う。さらに登録業務を行うモニタリング委員会の承認、各モニタリング委員会がアーキテクト登録に係る基準を遵守しているかに関する継続的な検証も中央評議会が行う。

参加エコノミーの関連行政当局、アーキテクト、および消費者等との効率的なコミュニケーションは、APEC アーキテクト登録業務の円滑な運営には不可欠である。また目標と実績に関する情報の提供、および、地域内でのアーキテクトの可動性を高めるための活動に関する宣伝活動も、中央評議会が担う重要な任務である。（詳細については 21 ページを参照）

## 管理に係る規定

APEC アーキテクト中央評議会の管理業務とプロジェクト事務局としての活動は、参加エコノミーが交替で行う。この事務局業務を引き受けたエコノミーは、必要に応じて他のエコノミーとその役割を分担する、あるいは要請によって事務局業務を免除されることもできる。事務局の業務は、任期期間中、評議会のすべての業務を管理し、評議会の会合を運営し、個々のモニタリング委員会の活動を調整することにある。さらに事務局は、APEC アーキテクトプロジェクトの情報中枢として機能し、APEC アーキテクトのウェブサイトの維持管理を行う。

## 目的とする成果－アーキテクトの可動性の促進

APEC アーキテクト登録の導入によって、「技能と資格の相互認証を行う手段を開発することにより、有資格者の可動性を促進する」という APEC の RDWG の戦略的な優先課題を達成するために有効なメカニズムが創り出された。APEC アーキテクトとして登録されることは、専門家認定に必要だとして合意された能力基準を満たしているという証明であり、通常他エコノ

ミーのアーキテクトに対して課せられる、登録前の試験やホストエコノミーにおける実務経験等、独立した実務を行う際に課される多くの現行規制が免除される。ホストエコノミー固有の実務の問題に関して試験が課されるとしても、アーキテクトや行政当局を含めた関係者の時間とコストは大幅に軽減される。

ホストエコノミーが他のエコノミーの APEC アーキテクトに対して専門家認定する際の登録／認証要件を盛り込んだ APEC アーキテクトの互恵認証の枠組については、中央評議会のウェブサイト([www.apecarchitect.org](http://www.apecarchitect.org))に記載する。

APEC アーキテクトの枠組みは、専門家としての能力について共通する基準を確認し、またその基準が維持されていることを確認するための品質保証システムを同一化することで、APEC エコノミー間でアーキテクトの相互認証に向けた互恵的な措置を話し合う際の信頼性と透明性を持った基盤となっている。APEC アーキテクトの枠組みがもたらす便益がアジア太平洋地域全体で認識、承認されれば、専門家サービス市場へのアクセスの漸進的な自由化という APEC の目標が実現されることになる。

## 終結

APEC アーキテクト中央評議会は、参加エコノミーに受け入れられ、かつ望まれる限りにおいて運営される。



## 2. APEC アーキテクト登録

---

APEC アーキテクト登録を希望する者は、申請時点で APEC アーキテクト登録の許可申請業務を行っているエコノミー内でアーキテクトとして登録／免許付与されている、あるいは専門家として認められていなければならない。登録申請者は、中央評議会が決定した基準に沿って決められている、公認の建築教育プログラムの終了、登録前の経験に係る要件、登録／免許付与されたアーキテクトとしての少なくとも7年間の実務経験その他の補足的な要件を全て満たしていることを申請際してモニタリング委員会に対して証明しなくてはならない。アーキテクトは、本マニュアルで別途定める場合を除き、ホームエコノミーで APEC アーキテクトとして登録されることとなる。

(注：APEC アーキテクト登録は、個人にのみ適用されるもので、建築事務所や会社には適用されない。)

後述の 2.3 APEC アーキテクトの能力 では、APEC アーキテクトに求められる 実務、技能、知識の範囲について記述している。

### 2.1 APEC アーキテクト登録基準

以下の原則は、APEC アーキテクト登録及び「APEC アーキテクト」の称号を使用する権利を認めるにあたり中央評議会が決めた基準を満たすものである。

#### 2.1.1 建築教育

##### **教育面での基準**

アーキテクトとしての教育とは、総合大学レベルで建築学を全日制で少なくとも4年間専攻、修了したことをいう。内容は、建築に係る教育理論と実践両面のバランスが維持され、APEC アーキテクトに求められる能力を実証するために必要な技能と知識の習得につながるものでなければならない。また、エコノミーの行政当局が上記の全日制的建築教育と同等と認める体系化された経験学習も APEC アーキテクトの教育要件を満たすものとする。

##### **建築教育課程の共通要素**

建築教育プログラムとして公認される主な科目領域は次の通り：

- ・ 最も中心的な学科領域として設計
- ・ 技術及び環境科学
- ・ 社会、文化、環境面の教育
- ・ 専門家教育

その他の建築教育課程として以下の学科も含まれる。

- ・ 関連科目
- ・ 一般教育

### **建築教育課程に関する公認の手順**

適切なプログラム運営に向けて以下の原則を取り込んでいるプロセスは、APEC アーキテクトの教育課程として公認の基準とに関する承認／認可基準を満たすこととする。

承認／認可機関は：

- ・ 権限を有し、状況に応じて法的な資格を持つと共に、透明性、独立性と公的な説明責任を持ち；
- ・ 資格の承認ならびに合意された基準の遵守に係る審査について体系化したプロセスを有する。

中央評議会は各参加エコノミーの承認／認可手順を尊重する。

#### **2.1.2 ホームエコノミーでのアーキテクト登録／免許付与に先立つ一定期間の実務経験の義務付け**

免許付与または登録に際し APEC アーキテクト登録申請者は、ホームエコノミーが規定する、合計で最低2年間に相当する多岐にわたる実務経験が求められる。

#### **2.1.3 ホームエコノミーでのアーキテクト認定に関する登録／免許付与要件**

本 APEC アーキテクト登録基準は、他エコノミーでの登録を目的とするものではなく、APEC アーキテクトとして登録する際の適性を定めることを第一義としている。

ホームエコノミーにおけるアーキテクトとしての認可／免許付与要件を満たしていれば、APEC アーキテクトとしての本登録基準を満足していると見なされる。

#### **2.1.4 登録／免許付与されたアーキテクトとしての専門的実務**

APEC アーキテクト申請者はいずれの参加エコノミーにおいても、ホームエコノミーのモニタリング委員会に対して、アーキテクト免許取得後7年間以上の専門的な実務経験があることを証明しなければならない。この実務経験は、次に示す建築実務の分野を全てカバーしていなければならない：

- ・ 予備調査及び設計条件書作成
- ・ デザイン（基本設計）
- ・ 実施設計
- ・ 契約図書管理

上記の業務については、アーキテクトとして以下の実務経験が最低3年間義務付けられる：

- ・ 中程度に複雑な建築物の基本設計、実施設計及び契約図書管理に関して単独で専門家としての責任を有する実務；
- ・ 又は、他のアーキテクトとの共同作業の場合、複雑な建築物の基本設計、実施設計及び／又は契約図書管理の面で重要な部分について専門家としての責任を有する実務。

### 実務を行う管轄区

上記の要件を満足していれば、どのエコノミーで行われた専門的実務でも関係モニタリング委員会に承認され得る。

### 通用する実務

能力を裏付けるため、申請前の2年間に専門的な責任を負う実務を行っていない APEC アーキテクト申請者は、登録に当たり能力開発プログラム (PPD) を受ける、あるいはその他規定された条件を満足しなければならない。

## 2.2 登録資格

### 2.2.1 APEC アーキテクト登録

ホームエコノミーにおいて APEC アーキテクト登録を希望する者は、当該エコノミーのモニタリング委員会に申請、審査を受けなくてはならない。さらに、いずれかの APEC 管轄区において受けた教育・訓練・専門家認定に関する詳細に加え、申請者が携わった実務の種類とその関与の程度が概説してある、登録／免許付与後の専門的実務経験に関する報告書の提出も求められる。

さらに APEC アーキテクトは、ホームエコノミーならびに実務を行う APEC 管轄区に定められた、専門家としての行動規約の遵守が義務付けられる。

登録にあたって記録される APEC アーキテクト情報には次のものが含まれている：

- ・ 名前、職場の住所；
- ・ 当該アーキテクトが登録／免許付与されているホームエコノミー又は管轄区；
- ・ 当該アーキテクトが登録／免許付与されている他のエコノミー

モニタリング委員会が発行する APEC アーキテクト登録番号の前には以下のように各人のホームエコノミーの略称が付く：

オーストラリア	AU	カナダ	CA
中華人民共和国	CN	香港	HK
日本	JP	韓国	KR
マレーシア	MY	メキシコ	MX
ニュージーランド	NZ	フィリピン	PH
シンガポール	SG	台北	CT
タイ	TH	米国	US

APEC アーキテクト登録の申請は、タイムリーな方法で処理され、通例3か月以内に手続きを完了することとする。登録が認められた APEC アーキテクトに対し、ホームエコノミーのモニタリング委員会は中央評議会登録証書と、本人の氏名、ホームエコノミー名、登録日、登録期限が記載された APEC アーキテクト身分証明書が発行される。要請に応じ、モニタリング委員会は他の参加エコノミーの行政当局に対して登録に関連する情報の提供も行う。

## 2.2.2 APEC アーキテクトの登録更新

APEC アーキテクト登録期間は、最長2年とし、モニタリング委員会に更新手数料を支払うことで更新される。登録に関する詳細事項は、ホストエコノミーが実際に運営する際に見直し、必要に応じて改訂を行う。

登録の更新は、ホームエコノミーの行政当局あるいはモニタリング委員会が要件とする CPD プログラムの履修、あるいは現行の能力に関するその他の試験の合格を条件とする。モニタリング委員会は、それまでの2年間に専門的な責任を担う立場で実務を行わなかったアーキテクトに対して条件を課す場合もある。

アーキテクトがホームエコノミーにおいて登録/免許を抹消された場合、APEC アーキテクト登録は取り消される。適正な判断基準に基づいて APEC アーキテクトがホームエコノミーもしくはホストエコノミーにおいて専門家の行動規範に違反していると判断された場合も、ホームエコノミーのモニタリング委員会によって登録が取り消されることがある。

## 2.2.3 既得権

モニタリング委員会の権限が何らかの理由により失効した場合、当該エコノミーで登録されている APEC アーキテクトは、事務局がこうした事態に備えて維持しているデータベースに最長二年間登録することができる。代替的な手段として、これらの APEC アーキテクトは、ホストエコノミーの APEC 登録機関でアーキテクト登録、更新手続きを行うことができる。

## 2.3 APEC アーキテクトの能力

APEC アーキテクト登録に求められる技能及び知識

**APEC アーキテクトは建築設計を行うために以下の能力が求められる：**

- ・ 美的要件と技術的要件の両方を満足すること；
- ・ 建築の歴史及び理論、関連する芸術、技術、人間科学についての知識があること；
- ・ 人間と建築物、建築物と周辺環境との関係、さらに建築物とその間の空間を人間のニーズとヒューマンスケールに関連付ける必要性を理解していること；
- ・ 環境問題とサステナビリティの問題に対処できること；
- ・ 土地利用計画とその計画過程において技能を示せること；
- ・ 文化と社会について考慮するとともに、アーキテクトの社会に対する責任についての理解を示せること。

**APEC アーキテクトは設計概念を建築物に具現化する能力に加え、以下のことができなければならない：**

- ・ 設計の目的や関連する問題について調査・把握をし、設計プロジェクトに関する設計条件書を準備すること；
- ・ プロジェクト評価、フィージビリティ・スタディ及びプログラムについてアドバイスすること；
- ・ 建築設計の構造的、工法的、エンジニアリング的要素を評価・決定し、個々の専門分野のアドバイスと設計を建築プロジェクトとして一体化、具現化する；
- ・ 建築物に対する物理的影響と、快適性と気候に対する保護に関する内部の条件を整えるための技術を査定し、それらをコントロールするサービスシステムと組み合わせること；
- ・ コストや建築規制による制限の中でユーザーの要求に応えること；
- ・ 建築、資材調達、契約管理といった点についてアドバイスを行うこと；
- ・ 設計概念を建築物として具現化するために必要な文書や情報を作成すること。
- ・ 建築部材の調達管理、契約履行の管理、建設監理を行うこと。

**APEC アーキテクトは建築の実務的能力に加え、以下の能力が求められる：**

- ・ 建築物の計画及び建築工事に関する法的規制を遵守すること；
- ・ 設計プロジェクトの管理と建築物としての具現化に関係する業界、組織、手続きについて適切な知識を有すること；
- ・ 社会が専門家に期待する行動規範を遵守すること；
- ・ 建築実務に関連性のある部分について能力を維持すること。

### 3. APEC アーキテクト登録リスト

---

#### 3.1 APEC アーキテクト登録リスト

APEC アーキテクト登録リストは、専門的能力に係る共通基準を満足しているアーキテクトの名前を公表する手段である。

リストの正確性ならびに最新性を維持するため、各参加エコノミー内に設置する独立した登録機関がそのエコノミー内で登録／免許付与されているアーキテクトを登録リストに掲載することとする。

登録業務は、各エコノミーのモニタリング委員会がそれぞれ立ち上げて運営する電子データで行い、これらのデータをリンクさせる形とする。各モニタリング委員会は自エコノミーの登録状況についてそのデータの維持、定期的な更新をしなければならない。

事務局となるエコノミーは、個々のエコノミーが管理する APEC アーキテクトデータベースのウェブサイトへのハイパーリンクを持つ中央 APEC アーキテクトのドメインを管理する。各ウェブサイトには、APEC アーキテクトの枠組みに関する説明文、APEC アーキテクトの登録要件、自エコノミーの登録 APEC アーキテクト・リスト、関連する情報、さらにダウンロード用の様式を掲載する。他エコノミーの APEC アーキテクトに対して特別の要件を課す場合は、モニタリング委員会はこれをウェブサイトに掲載する。

ウェブサイトの標準書式は、APEC アーキテクト登録の統一性を維持すると共に、個々の登録業務に関するセキュリティを確保する一方で個々の APEC アーキテクトについて登録された情報へのアクセスを容易にすることを目的に、全エコノミーが採択した。ウェブサイトに掲載されている情報は全て半年おきに更新することとする。またサイトを通じて APEC アーキテクトが他エコノミーの APEC アーキテクトとの共同作業の申し出に対して前向きであるとの意思表示もできる。

中央評議会のウェブサイトには、各エコノミーの APEC アーキテクトデータベースへのリンクに加え、APEC アーキテクトの枠組み、参加エコノミーの窓口、その他の関連情報が掲載されている。審査や登録申請の書式もダウンロードできる。

APEC エコノミー間の情報交換には英語が共通語とされているが、いずれのエコノミーも自エコノミーの言語やその他の言語を使うことが認められている。

APEC アーキテクト登録に関する情報は、コンピューター上、あるいは、モニタリング委員会が毎年公表する登録機関の印刷物から入手が可能になっている。

### 3.2 相互認証の枠組み

中央評議会が策定した「相互認証枠組み」には他エコノミーの APEC アーキテクトに対して同じ登録／認証要件を採用している参加エコノミーがリストアップされており、この「枠組み」がこれらのエコノミー間で APEC アーキテクトの専門家認証を行う際の基盤となる。認証に際して自エコノミーより厳しい要件のカテゴリーを課しているエコノミーから APEC アーキテクトの申請を受けた場合、当該ホストエコノミーは同程度の要件を課すこともできる。

現時点で他エコノミーからの APEC アーキテクト受け入れについて方針を決めていないエコノミーもあるが、現在検討中とみなす。

「相互認証枠組み」については中央評議会のウェブサイト ([www.apecarchitect.org](http://www.apecarchitect.org)) を参照のこと。

## 4. モニタリング委員会

中央評議会の方針の実行にあたるのは、評議会の認可を受けた執行機関として各参加エコノミーに設置されている独立したモニタリング委員会である。各モニタリング委員会の主な責務は、中央評議会の方針と手続きに関する規則に従い、自エコノミーの APEC アーキテクト登録業務を実施、管理することにある。

### 4.1 モニタリング委員会の構成

モニタリング委員会の構成については各エコノミーの裁量とするが、その規模や委員の選定においては、モニタリング委員会の業務、特に APEC アーキテクト登録申請者の資格、さらに専門家としての経験等の審査に関連した業務量を前提とする。モニタリング委員会は、当該エコノミー内でアーキテクトの免許付与を扱う監督官庁がその適性を認めた組織でなければならない。また中央評議会の会合において委員会のメンバーは、懸案事項について自エコノミーの行政当局や職能団体、教育機関等の関係機関を代表する立場で発言することが求められる。

### 4.2 機能

認可を受けたモニタリング委員会は中央評議会から委託された権限に基づき、中央評議会の方針・指針・手続きに関する規則に従って、責任を持って以下に掲げる職務の遂行と APEC アーキテクト登録業務を行う。

#### *中央評議会の構成団体*

中央評議会を構成するのは、APEC アーキテクトの登録業務を行う権限が与えられたモニタリング委員会である。各モニタリング委員会に人数に制約はないものの、APEC アーキテクト中央評議会に少なくとも一名の代表者を指名しなくてはならない。また代表者は、自エコノミーの行政当局に代わって発言ができるとみなされる。

認可されたモニタリング委員会はそれぞれ中央評議会において一票の投票権を持つ。

#### *APEC アーキテクト登録リスト*

認可を受けたモニタリング委員会が担う主要な役割は、当該エコノミーで登録／免許付与された APEC アーキテクトに関する管理業務を自エコノミーで立ち上げ、維持することにある。委員会は、APEC アーキテクトのリストへの記載、登録リストの定期的な見直し、さらに資格基準を満たせなくなったアーキテクトの登録抹消を行う。各モニタリング委員会は、自エコノミーの APEC アーキテクト登録用データベースの立ち上げ、モニタリング、定期的な更新を行い、APEC アーキテクトのリストを公表する。

さらにモニタリング委員会は、APEC アーキテクトの登録証明書と ID を発行し、要請に応じて APEC アーキテクト登録に関する事項についてアドバイスを行う。



## 登録申請者の審査

モニタリング委員会は、申請者の建築に係る教育と実務経験について、これらが APEC アーキテクトの判断基準を満たしているかどうか審査、認証を行う。さらに委員会は、エコノミー間での統一性を維持するため、登録/免許付与された実務家としての7年間の専門的な経験が APEC アーキテクトの要件を満たしているかについて、中央評議会が定める必要な情報に関する指針を基に評価を実施する。審査は少なくとも一年に一度実施し、審査はタイムリーな方法で行うこととする。

審査に不服な者は再審査を申し立てることができる。

## 基準の維持

モニタリング委員会はさらに、登録リストに載っている APEC アーキテクト全員について、要求された基準を維持しているかの確認をしなければならない。専門家としての能力が APEC アーキテクトの要件を満たしていることの証明として中央評議会はモニタリング委員会に対し、ホームエコノミーでの登録更新に際して、職能開発に係る要件の審査か、あるいはそれと同等の審査を実施するよう義務付けている。

同様にモニタリング委員会は、建築教育の承認/認定、並びにアーキテクトの免許付与にあたって自エコノミーで採用している制度が、中央評議会が本来承認した基準から逸脱していないことを常時監視することが義務付けられている。また中央評議会は、モニタリング委員会が行うこの監視方法について定期的な審査を行う。またモニタリング委員会は、APEC アーキテクトの基準あるいは方針に矛盾が生じるような専門家認証要件の変更を行う場合には、速やかに中央評議会に通知しなければならない。

## 情報とコミュニケーション

APEC 地域内のアーキテクトの流動化促進に向けたプロセスについて、その透明性を維持するため、各モニタリング委員会は他エコノミーの APEC アーキテクトに課す要件は全てウェブサイト上で公表する。

各モニタリング委員会は6ヶ月毎に自エコノミーの APEC アーキテクトの登録活動とその他の動きを評議会報告書としてまとめ、参加エコノミーに回覧することが義務付けられる。事務局も同様にその活動と中央評議会に関するウェブサイト上の情報を3ヶ月毎に更新する。さらにモニタリング委員会の重要な役割として、専門家や行政当局、その他の関連機関に対してエコノミーの内外で行う APEC アーキテクト登録の促進活動がある。

APEC アーキテクト事務局は APEC 事務局と定期的に連絡をとることとする。

### 4.3 中央評議会に対する義務

モニタリング委員会は、中央評議会の構成メンバーとして、各エコノミーの連絡窓口および情

報センターとしての役割を担っている。またモニタリング委員会は、プロジェクトの促進に加え、アーキテクト・政府当局・その他外部機関に対して関連文書の刊行と配布、APEC アーキテクトに係る問題全般についてアドバイスの提供などを行う。モニタリング委員会、あるいはその代表者は、必要に応じて中央評議会の管理的な機能や審査業務を補佐する。

参加エコノミーは、交替で事務局を務めることに加え、一定期間、中央評議会の管理面での業務を行うことが求められる。

#### 4.4 権限の放棄

モニタリング委員会は、中央評議会に然るべき通知を提出することで、APEC アーキテクトの登録業務を行う権限を放棄することができる。

#### モニタリング委員会の認可

APEC アーキテクトの登録業務の運営を希望する APEC エコノミーは、まずモニタリング委員会を設置し、事務局を通じて APEC アーキテクト中央評議会に対して認可の申請書を提出しなければならない。(注：エコノミー内に複数の司法権があるエコノミーのモニタリング委員会の認可申請については、可能であれば、個々の規制当局の総括的な役割を果たしている全国的な組織が設定した専門家基準が評価対象となる。)

#### 4.5. 認可申請

整合性と透明性を図るため、中央評議会はモニタリング委員会が認可申請の際に提出する APEC アーキテクト基準の遵守を示す情報に関するガイドラインを策定している。ガイドラインでは以下の情報の提出を要件としている：

- ・ 自エコノミー内でアーキテクトとして登録／免許付与に際しての要件となっている教育と実務に関する経験／訓練；
- ・ これらの要件の評価に際して採用している承認／認可の手続き；
- ・ アーキテクト登録／免許付与にあたって要求されている専門家としての実務経験の審査手続き。

中央評議会が要求する補足的な情報には、モニタリング委員会の構成、モニタリング委員会の管轄となる APEC アーキテクト登録の管理にあたっての手順、および、こうした責任を引き受けるために確保できる財源等がある。可否の判断にあたり評議会は、当該エコノミーで使用している専門家認定基準とその審査システムが APEC アーキテクト基準に適合しているかの評価を行う。さらに評議会は、能力と専門的業務規範に関する基準が継続的に遵守されていることを確認するために当該エコノミーが課している品質確保に関する規定についても考慮する。

申請が認可されたエコノミーは、APEC アーキテクトの登録業務を始めることができる。申請が認められなかったエコノミーは、問題点の修正について指導を受け、再申請できる。

#### 4.6 認可の継続

認可されたモニタリング委員会、さらにそのモニタリング委員会が採用している手続きや方法については、認可された基準が継続的に満たしているかについて、中央評議会が定期的な審査を行う。各モニタリング委員会は、教育に関する規定や承認／認定システム、または APEC アーキテクトの登録／免許付与の要件に関する大きな変更、あるいはアーキテクトの専門家認定に関して中央評議会の政策と矛盾する可能性がある自エコノミー内の動向については、速やかに中央評議会に通知しなければならない。

APEC アーキテクト基準に即していないとして中央評議会により認可が停止されたモニタリング委員会は、然るべき理由をもって決定に対して個別の再審査を求めることができる。

## 5. APEC アーキテクト中央評議会

---

APEC アーキテクトの枠組みの管理と運用に関する総合的な権限は中央評議会にある。中央評議会は APEC アーキテクト登録に関連するすべての問題について方針と手続きを決定し、その目標の実現に向けた活動に責任を負う。中央評議会はその機能の実践にあたり、申請によって認可した各参加エコノミーのモニタリング委員会に権限を委譲することができる。

APEC アーキテクト登録は、自らの専門的サービスを他のエコノミーに輸出したいと考えるアーキテクトや、そうした能力の判断基準が欲しい行政当局に有効なツールとなる。APEC アーキテクト中央評議会が採用した方針とその履行に際しての手続きは、全ての当事者にとって公平でかつアクセスが容易なことが重要である。

### 5.1 中央評議会の構成

中央評議会は、APEC アーキテクトの枠組みの共同管理組織として機能しており、登録業務の運営権限が与えられている各エコノミーのモニタリング委員会が少なくとも代表者一名を選び、構成メンバーとなる。モニタリング委員会が評議会のメンバーとして指名する人数に制限はないが、投票権は登録業務の運営権限が与えられている各エコノミーにつき一票とする。

本プロジェクトを促進し、その利益を拡大するため、評議会は APEC アーキテクト登録業務を実施する権限をまだ得ていないエコノミーに対しても、投票権を持たないオブザーバーとしてその代表者の会議への参加を促す。出席したオブザーバーは意思決定の決議には参加できないが、自エコノミーでのモニタリング委員会設置に向け、APEC アーキテクトの枠組みを理解する機会が与えられる。

### 5.2 中央評議会の職務

中央評議会は、APEC アーキテクトの枠組みに係る運営全般にわたり最終的な責任を負う。その職務には以下のものが含まれている：

#### APEC アーキテクト登録の維持管理：

- ・ APEC アーキテクト登録の承認、更新、終了に関する基準と審査手続きを決定する；
- ・ 各エコノミーで独立したモニタリング委員会が行う APEC アーキテクト登録業務について全体の監修、調整を行うと共に、APEC アーキテクトのウェブサイト进行管理する；
- ・ 合意に即して設定した基準について一貫性とその遵守状況を確認するための管理体制と品質管理システムを構築、適用する。

#### モニタリング委員会の設置

- ・ モニタリング委員会の構成、権限、責任に関する方針を決定する；
- ・ モニタリング委員会からの APEC アーキテクト登録業務の認可申請を審査し、不服の申し立てがあった場合、この処理を行う；
- ・ 権限を付与した参加エコノミーの登録制度ならびに基準について、その遵守状況の評価を

行う；

## 二国間互恵認証枠組みの管理

- ・ 参加エコノミーが他エコノミーの APEC アーキテクト向けに作成している登録／認証要件が、所定のカテゴリーに即しているか定期的に見直しを行う；
- ・ 関連する全てのウェブサイトに掲載されている互恵に係る公約が正しくかつ最新であることを確認する。

## APEC アーキテクトプロジェクトの管理

- ・ 事務局が中央評議会の業務管理、記録の保存、さらに各モニタリング委員会との調整を図れるよう体制を作る；
- ・ 本プロジェクトのあらゆる側面についてその情報や文書の提供、アドバイスをを行うコミュニケーションセンターとして機能する。

## 5.3 APEC アーキテクト登録の判断基準

APEC アーキテクト登録の目的は、これに登録されるアーキテクトが、専門家として共通した能力基準を満たしているという、信頼と権威のある証明を確立することにある。言い換えれば、APEC アーキテクト登録ができるのは、消費者に対してさらにレベルの高い安心を提供できる、経験を積んだ実務者に限られるということになる。

APEC アーキテクト登録に際しての判断基準は、各 APEC エコノミーで採用されている専門家認定基準にみられる共通要素を参考にすると共に、現行の実務規範を反映する形で策定されている。これらの判断基準は評議会のガイドラインに盛り込まれ、国際的レベルで最良の実務レベルが維持されるよう中央評議会が定期的に見直しを行う。

同時に評議会は、APEC アーキテクト登録基準がこれを審査する権限を持つモニタリング委員会によって厳格に維持され、かつ均一に適用されていることの監視機能も持つ。各エコノミーが登録基準を継続的に維持しているかについては、各モニタリング委員会による定期報告、さらに合意されたプロセスを変更する際の通知の義務付けを具体的な監視方法としている。また必要に応じて非公式な訪問や話し合いを行っていくこととする。

## 5.4 情報とコミュニケーション

中央評議会の重要な役割は、地域全体で APEC アーキテクト登録を普及・奨励し、また APEC アーキテクトの認定手続きの効率化を進めるために、政府や行政当局に対してアドバイスや支援を提供することにある。APEC アーキテクトの枠組みの効率的な運用にあたっては、アーキテクトの可動性を阻んでいる現行の規制について理解し、そうした規制に対する方策を立てることが重要なポイントとなる。そのために中央評議会は参加エコノミーと定期的にコミュニケーションを取ることに加え、アーキテクトに対しては APEC アーキテクトへの登録が専門サービスの輸出に際して大きなメリットになることをアドバイスしていく。

評議会の活動の宣伝や関連文書の配布はモニタリング委員会が行うが、プロジェクトに関する

情報の提供や促進活動については、中央評議会の管轄下で行う。

## 5.5 評議会の手続き

**評議会総会**：中央評議会はメンバーが定めた日付と場所で少なくとも二年ごとに会合を持ち、その手続きと判断基準についての見直し、申請のあったモニタリング委員会の審査、参加エコノミーからの報告、問題点について話し合う。会合は参加エコノミーが交代でホストを務める。

**メンバーシップ**：評議会メンバーの任命とその任期は、中央評議会が策定したガイドラインに即してモニタリング委員会が決定する。

**議長**：議長は、通例、中央評議会総会のホストをつとめるモニタリング委員会が任命するが、必要に応じて変更ができる。

**総会の議事**：総会での議事は、全てのモニタリング委員会が事前に検討できるよう、事務局が事前に議事案を作成して中央評議会のメンバーに回覧する。各モニタリング委員会からのコメントを基に訂正が加えられた議事については、総会の初めに再度回覧、メンバーの合意を得ることとする。

**定足数**：中央評議会の定足数は、中央評議会メンバーの3分の2とする。

**出席**：中央評議会のメンバーとして選出したその代表者が総会を三回連続して欠席したモニタリング委員会は、APEC アーキテクトの枠組みから脱退したものと見なされる。参加資格の継続を望む場合には、再度認可を受けるための再申請が必要となる場合もある。

**意思決定**：APEC アーキテクトの判断基準と登録方針の変更、モニタリング委員会の認可または暫定的な認可停止に関する中央評議会の採択については、中央評議会メンバーの3分の2の賛成を必要とする。また、他の案件については出席しているメンバーの合意を評議会の決定とする。モニタリング委員会は、中央評議会会議に出席しなければ投票権は与えられない。投票を必要とする全ての決議事項は、会議に先立って事前に配布、通知することとする。

## 6. 管理体制－事務局

参加エコノミー間で中央評議会の管理上の業務を公平に分担するシステムとして、各エコノミーは交替で事務局を務めることとする。事務局の任期は最低2年間とし、申請すれば継続もできる。

事務局を務めるエコノミーは、相互の合意に基づいてその職務の一部を他のエコノミーに委託することができる。また、要請によって事務局を務める義務が免除される場合もある。また、二つ以上の参加エコノミーが、共同で事務局を務める場合もある。

中央評議会の事務局は、その任期中、評議会総会の運営、会議記録の管理、APEC アーキテクトのウェブサイトの維持管理、事務局の財務管理について責任を有する。事務局はまた、評議会メンバーの指名、モニタリング委員会の認可、必要に応じた品質保証規定の適用などに係る業務を行うと共に、APEC アーキテクトに係る問題全般にわたっての情報基地として機能する。

### 6.1 事務局引継ぎに係る仕組みと書類、手続き

事務局の事務的業務とその責務の継続性を維持するため、事務局の交替に際しては以下の手続きを確実に行うこととする。

#### 仕組みと手続き

- ・ 新旧の事務局が打ち合わせを行う日と場所を確定する。
- ・ 関連書類と情報を手渡しする場所で打ち合わせを行う。
- ・ 新旧事務局が関連する情報を渡し／受領したことを証明する文書に署名し、事務局への移行の日付を記載する。
- ・ 公式な（正式な）形で APEC アーキテクトの窓口となる機関に通達する。
  - － 旧事務局は事務局の移行を発表し、新事務局となるエコノミーとその関係者を紹介する。
  - － 新事務局はそのコンタクト情報を発表する。
- ・ 新旧事務局から APEC 事務局と HRDWG の Lead Shepherd に正式に報告を行う。

#### 関連書類－プリントアウトと／あるいは電子データ

- ・ 新事務局へのインフォメーション・パッケージ
  - － 事務局業務に関する予定表
  - － 中央評議会のウェブサイトに関する情報と管理について
  - － APEC 関連の印刷物、ウェブサイト、会議関連文書
  - － APEC プロトコル (2001 Dest Document)
  - － APEC ロゴ ガイドライン (2007)
  - － APEC 出版ガイドライン (2007)
  - － 参加エコノミーのコンタクト情報
  - － APEC アーキテクトとの連絡が不可欠な主要な国際組織のコンタクト情報

- － 前回のミーティング・サマリー
- － 現行のオペレーションマニュアル
- － 主要な財政状況
  
- ・ 旧事務局から手渡す書類
  - － ミーティング・サマリー
  - － オペレーションマニュアル
  - － 過去の全てのミーティングの議事とブリーフィング・ノート
  - － 2001年、2002年、2003年、2004年の調査
  - － APECの基礎情報
  
- ・ 要請に応じて
  - － これまでに送った交信記録
  - － これまでに受け取った交信記録
  - － その他